

平成30年度山梨県南都留地域教育フォーラム提案書

第7分科会

所属：つる法律事務所

講演者：弁護士 中野 宏典

法教育を利用した学級の活性化

～いじめ予防授業、主権者教育を題材に～

1 法教育（Law-Related Education）とは（従来の法律教育との違い）

人が他者との関わりの中で社会生活を営む以上、そして、他者の言いなりではなく自分らしく生きていきたいと考える以上、自分とは異なる考えを持つ他者との間で摩擦・トラブルが起こってしまうことは避けようがありません(それ自体は悪いことではありません)。問題なのは、摩擦やトラブルが起こってしまった場合に、相手を見下したり、非難したりしてそれを余計に悪化させてしまうことです。

そこで、摩擦・トラブルを上手に解決する方法を身に付けておく必要が出てきます。「上手に解決する」とは、自分の考えを伝え、相手の納得を得て、合意を形成していくということです。そして、説得や合意形成の場面で重要な役割を果たすのが、法（ルール）やその背後にある法的価値（正義、公正、自由及び平等など）です。法教育は、法（ルール）を墨守するのではなく、法（ルール）が目的に照らして不当なものであれば、それを変更することも可能であるという「法形成過程」にも及びます。これは、身近な人間関係に関するものから、国家的・国際的な問題についてまで広く妥当な考え方です。このような考え方を身に付け、積極的に利用できるようにトレーニングしていくことこそが、法教育の目的です。

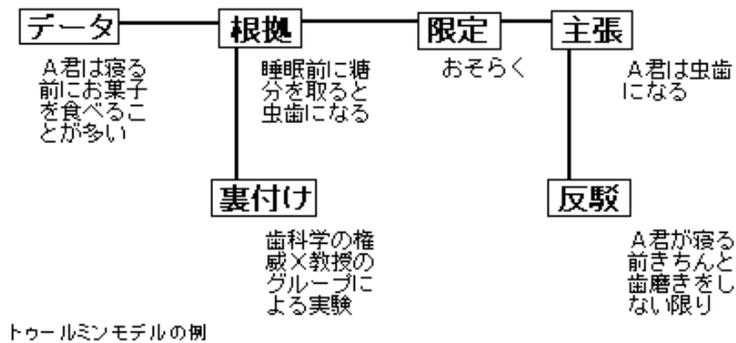
法教育		法律教育
法律専門家ではない人々が中心	対象	法律専門家を目指す人々が中心
個人を尊重する自由で公正な民主主義社会実現のため、そのプロセスに積極的に関与することのできる技能や態度を身に付けること（積極的）	目的	法律専門家になること 法的知識を欠くために社会生活で不利益を受けないようにすること（消極的）
①法に関する知識 ②知識を使いこなす技術 ③主体的に行動しようという態度	内容	①法（法律）に関する知識
法の基礎にある自由、責任、権利、正義、公正、権威、権力といった考え方を身に付ける	重点	法律知識を身に付ける（例：クーリングオフとは何か、雇用契約・労働者の権利とは何かなど）

2 山梨県弁護士会による弁護士出前授業

- (1) 山梨県弁護士会は、平成18年より法教育に関する弁護士出前授業を始め、2017年度は県内の52の学校（小・中・高校、支援学校など）にのべ128名の弁護士を派遣しています。当初は刑事模擬裁判が中心でしたが、次第に多様化してきていて、近年は、いじめ予防授業や選挙権年齢の18歳引下げに伴う選挙・主権者教育、模擬調停などが利用されています（資料1、2参照）。
- (2) 法教育の出前授業は、必ずしも答えのない課題に対して、話し合いの中で合意を形

成することを目指すものです。そのためには、「上手に説得する」ということが重要になります。それと同じくらい、「上手に説得される」ことも大切です。「上手に説得される」とは、変に空気を読んだり、長いものに巻かれたりするのではなく、「納得して譲歩する」ということです。アリストテレスは、説得の3要素として、エトス（信頼）、パトス（共感）、ロゴス（論理）が重要であると述べていますが、法教育は、このうち、ロゴス（論理）、つまり、論理的思考を重視するものです。

(3) 論理的思考のためのツールとして、イギリスのステューブン・トゥールミンが考案した「トゥールミン・モデル」が有用です。一般に、「根拠」と「裏付け」の部分は省略されやすく、その場合に「議論がかみ合わない」という現象が起こりやすいのです。



3 学習指導要領と法教育

科目	小学校学習指導要領	中学校学習指導要領
国語	○話すこと・聞くことに関する目標（5，6年）「話し手の目的や自分が聞こうとする意図に応じて、話の内容を捉え、話し手の考えと比較しながら、自分の考えをまとめること」「互いの立場や意図を明確にしながら計画的に話し合い、考えを拡げたりまとめたりすること」	○話すこと・聞くことに関する目標（2年）「自分の立場や考えが明確になるように、 根拠の適切さ や 論理の展開 などに注意して、話の構成を工夫する」「互いの 立場や考えを尊重 しながら話し合い、結論を導くために考えをまとめる」
社会	○思考力、判断力、表現力等に関する目標（5，6年）「社会的事象の…意味を 多角的に考える力 、…課題を把握して、その解決に向けて社会への 関わり方を選択・判断する力 、 考えたことや選択・判断したことを説明したり 、…する力を養う」 ○学びに向かう力、人間性等に関する目標（5，6年）「社会的事象について、 主体的に 学習の問題を解決しようとする態度…を養う」	○公民的分野の目標(2)現代社会を捉える枠組み「社会生活における 物事の決定の仕方 、 契約を通じた個人と社会との関係 、 きまりの役割 を多面的・多角的に考察し、表現できるようにする」「 対立と合意 、 効率と公正 などがあること、 個人の尊厳と両性の本質的平等 、 契約の重要性 やそれを守ることの意義及び 個人の責任 について理解できるようにする」
体育	○ボール運動系「集団で勝敗を競うゲームでは、 規則を工夫 したり 作戦を選んだり することを重視しながら、…ゲームを一層楽しめるようにする」「 ルールや作戦を工夫 」	○目標(3)「運動…の経験を通して、 公正に取り組む 、互いに協力する、自己の役割を果たす、 一人一人の違いを認めようとするなどの意欲 を育てる」
家庭	○目標(3)「 地域にはどのようなルールやマナーがあるのか を調べたりする」「異なる世代の人々との 関わりについて問題 を見だし、…課題を解決するための方法について、…検討できるようにする」	○協力・協働を視点として、…高齢者など地域の人々に関わる課題を設定し、その解決方法について話し合う」「自分の考えを明確にしたり、 他者と意見を共有して互いに深めたり できるよう配慮」
総合	○目標(2)「 実社会や実生活の中から問い を見だし、自分で課題を立てて、情報を集め、 整理・分析して 、… 表現 することができるようにする」 ○目標(3)「 探求的な学習 に主体的・協働的に取り組むとともに、互いの良さを生かしながら、 積極的に社会に参画 しようとする態度を養う」	○よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。「 解決の道筋がすぐには明らかにならない課題 や、 唯一の正解が存在しない課題 などについても、自らの知識や技能等を総合的に働かせて、 目の前の具体的な課題に粘り強く対処し解決 しようとする」

※このほか、「公共」の授業にも利用可能であり、各地でセミナーが開かれています。

4 いじめ予防授業の実例

- (1) いじめ予防授業は、「いじめは絶対に許されない」という「答え」がある点で、厳密には「法教育」ではありません。しかし、「なぜいじめが許されないのか」という根拠を考えて全員の納得を目指す点、「人権」や「正義」など法的価値に関する問題である点で法教育的なアプローチが可能な問題です。学校においても関心が高く、リクエストの多い授業でもあります。
- (2) いじめ予防授業の目的は、①実際のいじめ事件から、いじめが重大な人権侵害であることを理解すること、②「いじめられても仕方がない場合などない」という意識を持つこと、③「心のコップ」のイメージを共有し、水を貯めない・減らしてあげられるような行動を心掛けることなどです。

学校側からは、「いじめと法的責任」「インターネットといじめ」などのテーマが提示されることも多く、その都度対応していますが、「いじめをするとこんな重い罰を受けるからやってはいけない」ということは前面に出さないようにしています。それは「①人権感覚を育てる」という趣旨に反することになるからです。平たく言えば、「他者を思いやる気持ちを育てる」というところがこの授業の目的です。

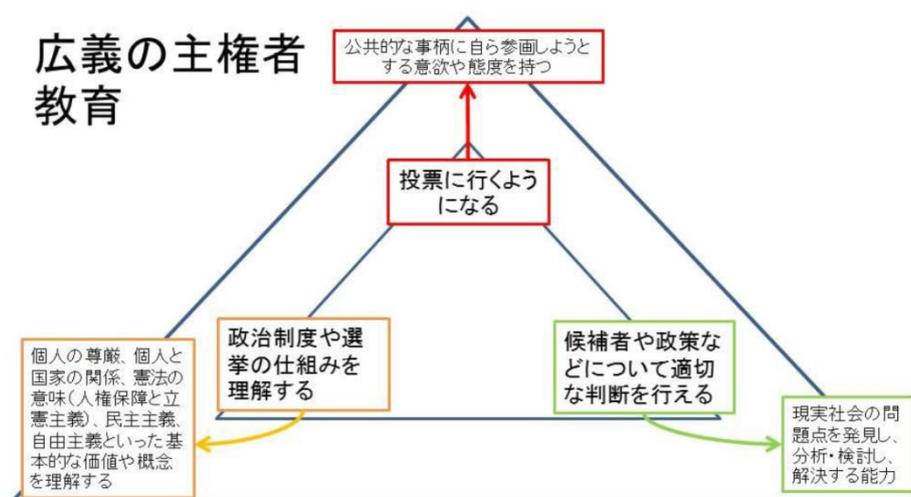
- (3) 授業の基本的な進め方は、資料3のとおりです。冒頭と最後に「いじめられても仕方がない場合があると思うか」という質問をし、「はい」と回答する児童の数を減らせるような授業を目指します。「はい」と答えた児童の意見も無碍に否定せず、なぜそう思うのかという「問い」を与える中で、児童たちが答えにたどり着けるようにします。ただし、この問題は、保護者の方々も誤解している場合が多く、一緒に学んでもらえるよう、PTAの研修の一環や、授業参観用の授業として行うことも有益です。
- (4) 児童からいただいた感想の例

- 今までのいじめの講演会よりたくさんの具体例が挙げられていて分かりやすかった。
- 人をいじめると、いじめられた人だけでなく、いじめた人も傷つくことが分かった
- 正直、私は、やられたらやり返していいという考えが心の端にあったので、それは本当にやってはいけないことだと感じた。
- 何かされたら、すぐに「嫌なことをされた」と決めつけるのではなく、何か理由があるかもしれないと自分で考えようと思った。
- 親とスマホのルールについてもう一度確認していきたい。
- いじめは相手の嫌なところを見ているから起こると思う。相手のいいところを見ることが大切だと思う e t c ...

5 主権者教育の実例

- (1) 主権者教育は、まさに法教育の中心的な授業です。狭い意味での「主権者教育」とは、①政治制度や選挙の仕組みを理解し、②候補者や政策などについて適切な判断を行えるようになり、③投票に行こうという態度を養う教育といえますが、それだけでは不十分です。これからの社会に求められるのは、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者」であり、①個人の尊厳や憲法の意味、民主主義や自由主義といった基本的な価値や概念を理解し、②現実社会の問題点を発見し、分析・検討できるようになり、③公共的な事柄に自ら参画しようとする

る態度を養うことが重要であり、これを広義の主権者教育と呼びます。学習指導要領と比べて、社会科において目指すべき方向性とぴったりと重なることが分かります。



(2) とはいえ、小学校の段階から、いきなり「個人の尊厳とは…」といった授業を行うわけではありません。平たく言えば、主権者教育とは、「自分たちのことを自分たちで考えて決めていく人を育てる」というものであり、そのための題材は、家族や学級といった身近な共同体から、国家・国際社会といった大きな共同体までさまざまです。発達段階に応じた題材の設定を行うことで、自然に基本的価値を理解し、公共的な事柄に主体的に関わろうという態度を身に付けさせることができます。

(3) 授業の一例として、ある小学校で実施した授業案を示します(資料4)。毎週行われていたレクレーションの内容の決め方について、それまで①多数決制を採用していたところ、少数派の意見が反映されていないのではないかという問題意識を担任の先生からうかがいました。そこで、レクレーションの決め方に関するルール作りとして、①多数決制と、②当番制とで投票を行うという授業を提案しました。議論の結果、②当番制に決まり、実際に、次の週から当番制で内容を決めるようになりました。

(4) 児童からいただいた感想

- 日本で一番偉いのが天皇陛下や総理大臣ではなく国民だと初めて知り、すごく驚いた。児童会では児童会長が一番偉いのではなくぼくたちが偉いとも知った。
- 説明をして、相手が納得すれば何でもできると聞いてすごいと思った。相手が納得するような説明ができるように頑張りたいと思った。
- 議論をすると改善点分かるから議論をする大切さが分かったし、自分の考えで変えることができることが分かった。
- 当番制に決まったけど、ぼくが当番のときはみんなが楽しめる遊びを考えたい。
- 弁護士から「自分の意見をいっぱい変えていい」と言われ、そうだなと思った。

6 今後の展望

現在は弁護士が中心になって授業を行っている状況ですが、弁護士は、教育の専門家ではないため、教員の方々と一緒に授業を作ることにより、教育的観点からより効果の高い授業ができます。先進的な県では、実際に教員が中心となって授業を作っている県もあり、山梨でも、そのような方向が目指せばよいと考えています。